

○海上技術安全研究所共同研究取扱規程

〔平成13年4月1日
研究所規程第53号〕

改正 平成16年 3月11日研究所規程第179号
改正 平成17年 6月27日研究所規程第200号
改正 平成20年11月28日研究所規程第347号
改正 平成27年 3月31日研究所規程第686号
改正 平成28年 3月31日研究所規程第796号
改正 令和 2年 5月25日研究所規程第875号
改正 令和 5年 3月31日研究所規程第904号

(趣旨)

第1条 海上技術安全研究所（以下「研究所」という。）が、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所共同研究取扱規程（平成28年研究所規程第37号。）において定めるほか、海上技術安全研究所研究業務方法書（平成13年研究所規程第50号。以下「業務方法書」という。）第3条及び海上技術安全研究所管理規程（平成13年研究所規程第51号。以下「研究管理規程」という。）第6条の規定に基づき実施する共同研究については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「共同研究」とは、研究所外の機関等と共同して行う、船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発（以下「研究等」という。）をいう。

(共同研究の要件)

第3条 共同研究は、研究所外の機関等と共同して行う研究等が研究所が単独で研究等を行うより、研究等に要する期間が短縮され経済性等においても有利であり、かつ、優れた成果が得られることについて十分な見込みがある場合に限り行うことができるものとする。

(共同研究契約の締結)

第4条 前条に定める共同研究を実施しようとするときは、当該共同研究を行おうとする者と共同研究に関する契約（以下「共同研究契約」という。）を締結しなければならない。

(共同研究契約書)

第5条 前条の共同研究契約を締結しようとするときは、共同研究契約書（以下「契約書」という。）について次の事項を定めなければならない。ただし理事長がこれにより難いと認めるものについてはこの限りではない。

(1) 共同研究の題目

- (2) 共同研究の目的及び概要
 - (3) 共同研究を実施する場所
 - (4) 共同研究の実施期間
 - (5) 共同研究の分担及び管理
 - (6) 共同研究に参加する研究員の所属及び氏名
 - (7) 研究員の派遣に関する事
 - (8) 施設の利用に関する事
 - (9) 共同研究に要する費用によって、製造され、取得され、又は効用が増加した物件の共同研究の完了後の帰属
 - (10) 共同研究の実施の結果生じる特許権、実用新案権、著作権、その他無体財産権の帰属
 - (11) 研究成果の通知及び公表に関する事
 - (12) 契約の変更及び解約に関する事
 - (13) 共同研究における注意義務
 - (14) その他共同研究の実施に関し必要な事項
- (期間)

第6条 前条第4号に定める実施期間は、研究遂行に必要な合理的な期間とする。

(研究事項の分担等)

第7条 第5条第5号に定める共同研究の分担及び管理とは、共同研究の全体計画及びそれぞれの分担する研究事項並びに共同研究のとりまとめに関する事項をいうものとする。

2 分担する研究事項に要する経費は、それぞれが負担するものとする。

3 共同研究成果のとりまとめに要する経費は、その都度協議して定めるものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、研究所又は契約相手方は、分担する研究事項に要する経費の一部又は全部の提供を受けることができる。

(1) 提供を受けなければ研究実施が困難と認められる経費が生じる場合

(2) 国及び国に準ずる機関が実施する共同研究の場合

(必要経費の算定)

第7条の2 研究所が提供を受ける経費の算定は、特に必要と認められる経費について海上技術安全研究所受託研究取扱規程（平成13年4月1日研究所規程第54号）別表に定める受託料積算基準に準ずるものとする。

2 研究所が提供を行う経費の算定は、特に必要と認められる経費について契約相手方が行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、共同研究の相手方が国及び国に準ずる機関であって算定基準を有している場合には当該基準によることができる。

(必要経費の受取又は支払)

第7条の3 研究所は、原則として共同研究契約の締結後、遅滞なく契約相手方より必要経費の納付を受け、又は行うものとする。

2 研究所は、共同研究契約の変更により提供経費の額が、増加又は減少したときは、当

該増加額については契約相手方より速やかに、納付を受け、又は行うものとし、減少額については精算のときに返還を行い又は受けるものとする。

(必要経費の精算)

第7条の4 研究所又は契約相手方は、共同研究を終了し、又は中止したときは、遅滞なく前条の規定により納付を受けた必要経費の額を精算しなければならない。

(研究員の派遣)

第8条 研究所及び共同研究の相手方が共同研究を実施するに際し、適当と認める場合は相互に研究員を派遣することができる。

(共同研究の手続)

第9条 共同研究の実施については、別に定める海上技術安全研究所共同研究実施要領（平成13年企画第10号の2。以下「実施要領」という。）に従い必要な手続きを行うものとする。

(共同研究の中止)

第10条 天災地変その他やむを得ない事由があるため共同研究の遂行が困難になったときは、協議のうえ、当該共同研究を中止、廃止又は一部変更することができる。

(秘密の保持)

第10条の2 研究所は、共同研究において共同研究の相手方から知り得た一切の情報を秘密情報として他の情報と明確に区別して取り扱い、共同研究の相手方の書面による事前の同意なしに、それらを第三者に開示してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものにあっては、この限りでない。

- (1) 既に公知であるもの
- (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
- (3) 依頼者から当該情報を入手した時点で既に保有していたもの
- (4) 依頼者から知り得た情報によらないで独自に創出又は発見したことが立証できるもの
- (5) 他の規程等に別段の定めがあるもの

2 研究所は、共同研究の相手方から契約の中で、より厳重な情報管理が求められた場合には、追加措置として、当該情報にアクセスできる人を最小人数に制限し、その他の者が当該情報にアクセスできないよう適切な措置、その他必要な措置を講じなければならない。

(研究成果の発表)

第11条 研究所及び共同研究の相手方は、共同研究成果の発表を行う場合は、契約書において別段の定めをした場合を除き、相手方と協議するものとし、研究所においては、研究管理規程第9条の発表方法による場合のほかは、理事長の決裁を要するものとする。

(発明等の取扱い)

第12条 共同研究に係る発明、著作権、考案及び意匠の取扱いについては、海上技術安全研究所共同研究並びに委託研究、受託研究及び請負研究に係る発明等取扱規程（平成13年研究所規程第57号）に定めるところによる。

(物件の帰属)

第13条 共同研究を行うため、又はこれを行ったことにより取得した物件に係る権利は、その費用を負担した当事者に帰属するものとする。ただし、特別な事情があるときは、この限りでない。

(施設等の利用)

第14条 研究所は、研究所が保有する設備等について、共同研究を行う上で研究所が必要と認める限度において共同研究の相手方に無償で利用させるものとする。

(適用除外)

第15条 この規程に定めのない事項及び特別な事情がある場合等、この規程により難しい場合には、この規程の一部を適用しないことを含め、その都度理事長の決裁を得て定めるものとする。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から適用する。

附 則 (平成16年規程第179号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行前に国立研究開発法人海上技術安全研究所がした契約その他の行為については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年6月27日規程第200号)

(施行期日)

この規程は、平成17年6月30日から施行する。

附 則 (平成20年11月28日規程第347号)

(施行期日)

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規程第686号)

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規程第796号)

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和 2年 5月25日研究所規程第875号)

この規程は、令和 2年 5月25日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和 5年 3月31日規程第904号)

(施行期日)

この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。